

緊急通報装置の設置について

利 用 対 象 者

- ・ 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・ 高齢者夫婦世帯
- ・ ひとり暮らしの重度身体障がい者等、上記に準ずる方

設 置 の 条 件

- ・ 固定電話が設置されていること（装置が設置可能なものに限りです）

利 用 料

- ・ 設置月～撤去月の前月まで費用がかかります。
- ・ 年度末又は撤去のタイミングで送付する納付書により納めていただきます。

| 生計中心者の所得区分 | 月額 |
|--------------------------------|--------|
| 生活保護法による被保護世帯 | 0円 |
| 住民税所得割額が0円の世帯 | 0円 |
| 住民税所得割額が20,000円以下の世帯 | 200円 |
| 住民税所得割額が20,001円以上60,000円以下の世帯 | 500円 |
| 住民税所得割額が60,001円以上160,000円以下の世帯 | 800円 |
| 住民税所得割額が160,001円以上の世帯 | 1,200円 |

※4月から6月利用分は、前年度住民税所得割額を基準とします。

緊急通報サービスについて

- | | |
|-------------|---------------|
| ① ボタンを押す | あんしんセンターへ自動通報 |
| ② あんしんセンター | 本人へ確認の電話 |
| ③ 緊急連絡先・協力員 | 安否の確認 |
| ④ 消防署・救急機関 | 出動 |
| ⑤ 消防署・救急機関 | 救助 |

申 請 書 の 提 出 先

健康介護課 介護保険係 TEL 0569-48-1111（内線1125）

※申請書の緊急連絡先の欄には、親族の方の連絡先を、協力員の欄には、親族、近隣又は民生委員さん等、なるべく駆けつけられる方の連絡先の記入をお願いします。

※協力員に設定する場合は、必ず本人様に了承を得て頂くようお願いします。

協力員さんをお願いすることの例・・・利用者様から通報があったにも関わらず、呼びかけに応じないときなど、状況確認のため利用者様の自宅の様子を見に行っていたくことをお願いする場合等があります。